

「旭川グリーンアンバサダー」設置要綱

(目的)

第1条 旭川市出身者及びゆかりのある者等に「旭川グリーンアンバサダー」（以下「アンバサダー」という。）の職を委嘱し、本市が表明した「ゼロカーボンシティ」のPRと地球温暖化対策に資する本市の活動を強化し、当該分野に関するSDGsの推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 アンバサダーの活動内容については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市が主催又は後援する地球温暖化対策に資するイベント等への出席・協力
- (2) 市のSNS等に掲載する地球温暖化対策に資するPR記事及び写真の提供
- (3) その他地球温暖化対策に資する活動

(委嘱)

第3条 アンバサダーは次の各号に掲げる要件を全て満たし、本制度の目的に賛同し、協力を得られ、環境分野で活動する者に対し、アンバサダーへの就任を依頼し、承諾を得られた後、委嘱する。

- (1) 原則として本市に在住している者
 - (2) 環境分野において全国的又は国際的に活躍し、多くの人から親しまれている者
- 2 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる
- (1) アンバサダーから辞退の申出があったとき
 - (2) アンバサダーとしての適格性に欠けたとき
 - (3) その他、市長が認める特別な理由があったとき

(任期)

第4条 アンバサダーの任期は委嘱した日から起算し、3年目の年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬及び支援)

第5条 アンバサダーに対して報酬は支給しない。ただし、本市の依頼により第2条に定める活動に対して、予算の範囲内において交通費等を支給することができる。

- 2 市長は、アンバサダーの活動に資するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。
- (1) 名刺
 - (2) 本市広報誌及びパンフレット
 - (3) その他、アンバサダーの活動に関し必要と認められるもの

(個人情報の守秘義務)

第6条 委嘱に際し、本市で知り得たアンバサダーの個人情報のうち、次の各号に掲げるものは、原則公開とするが、それ以外の個人情報については、非公開とする。ただし、特に本人の希望がある場合は、各号に掲げる情報についても、非公開とすることができる。

- (1) アンバサダーの氏名
- (2) アンバサダーの職業(団体の役職も含む)
- (3) アンバサダーと本市との関係

2 委嘱時に提供されたアンバサダーの写真については、本人に確認した上で本市の環境PR・情報発信をする際に使用することができる。

3 第1項に掲げるもの以外の個人情報の公開を要する場合は、本人にその可否を確認した上で、公開するものとする。

(庶務)

第7条 アンバサダーに関する庶務は、環境部環境総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年1月11日より施行する。